

## 白井市教育委員会会議録

### ○会議日程

平成30年11月6日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第2号 白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井運動公園の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第4号 白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例の廃止について

議案第5号 平成30年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について

### 7. 協議事項

協議第1号 新学校給食センターから桜台中学校への学校給食提供に関する検討方針について

### 8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

### 9. その他

---

### ○出席委員等

|     |       |
|-----|-------|
| 教育長 | 井上 功  |
| 委員  | 石亀 裕子 |
| 委員  | 小林 正継 |
| 委員  | 川嶋 之絵 |
| 委員  | 高倉 聡子 |

### ○欠席委員等

なし

---

### ○出席職員

|         |       |
|---------|-------|
| 教育部長    | 吉田 文江 |
| 教育部参事   | 小泉 淳一 |
| 教育総務課長  | 岡本 和哉 |
| 生涯学習課長  | 石戸 啓夫 |
| 文化センター長 | 川上 清美 |

書 記 山本 麻奈美

書 記 中村 秀樹

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから、平成30年第11回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計5名です。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

---

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 2番、会議録署名人の指名。  
会議録署名人の指名をいたします。  
川嶋委員と高倉委員に署名をお願いします。

---

○前回会議録の承認

- 井上教育長 3番、前回会議録の承認。  
前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。  
よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

---

○委員報告

- 井上教育長 4番、委員報告。  
委員報告を行います。各委員からお願いします。
- 小林委員 10月6日と10月13日、それぞれ小学校の運動会がありまして、6日は第二小に行ってきました。いつものように、保護者も一体となって、一つにつくり上げる運動会でとてもよかったと思います。  
また、13日は、第一小に行ってきましたけれども、いろいろな種目が工夫されていて、非常におもしろく、それからリーダーとなる6年生も生き生きと頑張っていて、とてもよかったなと思いました。以上です。
- 井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。
- 川嶋委員 10月15日、七次台小学校の指導室訪問に教育委員も同行させていただきました。午後の授業にもかかわらず、10月という時期もあって、児童が集中して授業に参加している姿が印象的でした。  
また、本年度完成する予定の図書館棟も大分仕上がっている様子が見られて、安全に工事が進んでいる様子が見られました。報告は以上です。
- 井上教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

---

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5番、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

まず10月6日と13日、先ほどと同じですけれども、6日は第二小学校、大山口小学校、清水口小学校、南山小学校、池の上小学校、桜台小学校、13日は、第一小学校、第三小学校の運動会を駆け足ですけれども、参観させていただきました。

先ほどのとおりで、どの学校も工夫を凝らし、子供たちが生き生きと活動をしていました。

10月8日月曜日、スポーツフェスタに参加いたしました。

10月10日水曜日、印旛郡市中学校駅伝競走大会がございました。ここで、男子の部で大山口中学校が優勝という素晴らしい成績をおさめました。県大会に出場することになります。

続きまして、10月15日、指導室訪問は先ほどと同様でございます。どのクラスも素晴らしい授業が展開されておりました。

10月18日、青少年国際交流の報告会がございました。夏にオーストラリアに行った生徒たちの報告会で、活動の内容をスライドにしていろいろ説明をしていただきました。

10月20日は、ふるさとまつりに参加いたしました。ここでは、特別支援学級のお子さんたち3校だったと思いますけれども、販売活動を行っており、一生懸命活動を行っておりました。

10月21日日曜日、スポーツ少年団の少年野球の大塚杯という大会がございました。開会式に参加させていただきました。

それから、10月21日同日ですけれども、第26回MOA美術館児童作品展の表彰式が、日医大の看護専門学校の体育館で行われました。白井市の小学校の児童の作品もたくさん入賞をしていました。

10月30日には、文化財審議会に参加いたしました。

最後に、11月3日、先日ですけれども、市民文化祭の芸能祭の開会式に出席いたしました。オープニングを白井第二小学校の5、6年生による和太鼓演奏で飾っていただきました。以上でございます。

委員報告、教育長報告につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

#### ○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これは、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、小林委員を指名したいと思います。それでは、6の議決事項に係る議事の運営について、よろしく願いいたします。

○小林委員 ただいま教育長より指名されました小林です。

これより6の議決事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いいたします。

---

議案第1号 「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号の説明の前に、皆様に資料の訂正をお願いいたします。議案の2枚目にあります議案第1号資料1ページになりますが、上から8行目にあります(5)の資産の総額の金額部分なのですが、5億9,258万3,531円と表記されているところを、6億4,258万1,817円にご訂正願います。資料に不備がございまして、大変申し訳ありませんでした。

それでは、議案第1号「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」ご説明いたします。

白井市西白井公民館の指定管理者を指定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意することを求めるものでございます。

本案は、白井市西白井公民館の指定管理期間が平成31年3月31日で満了となるため、平成30年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

裏面のほうをごらんください。裏面のほうに、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称、白井市西白井公民館で、所在地は、白井市清水口1丁目2番1号となります。2、指定管理者とする団体の名称及び所在地は、名称、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、代表理事、田嶋羊子。所在地は、東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビルです。3の指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第1号資料をごらんください。

団体の概要につきましては、特定非営利活動法人ワーカーズコープの設立年月日は、平成13年9月13日、資産の総額は、6億4,258万1,817円、事業収入は、過去3年平均で110億9,042万6,213円、従業員数は6,360人となっております。

業務内容については、指定管理者制度に関する公共施設の管理運営。保育園、学童保育、子育て支援。介護保険法に基づく介護予防事業、その他となっております。

免許・登録につきましては、有料紹介事業、一般労働者派遣事業となっております。

類似施設の指定管理の実績は、当該施設のほか、白井市桜台公民館、白井市桜台児童館、白井市公民センター、白井市公民センター、白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館、白井市白井駅前老人憩いの家の管理実績を有しております。

指定の理由は、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績によるものです。

指定の経過につきましては、広報しろい7月1日号及び市ホームページに掲載し、施設説明会を7月4日に行い、2団体が出席しました。

申請書受付は、7月23日から7月31日まで行い、2団体の申請がありました。

指定管理者選定審査会の審査は、9月13日にプレゼンテーションによる審査を行っており、10月4日に答申となっております。

審査会が指定管理者の候補者として選定した主な理由につきましては、資料にございます3項目となっております。

以上により、適切な管理運営が期待できることから選定いたしました。以上で議案第1号の説明を終わります。

○小林委員 ありがとうございます。議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○石亀委員 これまでも、多分同様だったと思うのですが、プレゼンテーションが行われています、その審査、内容について、今回、2候補というか、応募するに当たっての特にアピールの何か目立った方針とか、工夫点がありましたら教えてください。

○石戸生涯学習課長 今回、2団体の申請がありまして、2団体のプレゼンテーションが行われています。今回の候補者につきましては、これまでの指定管理を行っている団体でございまして、これまでのいろいろな管理実績、事業実績、それから事業で新しく地域住民に向けて、地域住民を取り込んだ活動をしている、そういうことなどがアピールポイントとして、審査会の席で説明がございました。

○石亀委員 さらに今後も一層の市民サービスの向上が期待できるというふうに、3ページのイの中に書いてありますが、その辺は何か具体的にアピールされた点というのはありますか。

○石戸生涯学習課長 これまで、事業名は今思い出せないのですが、市民を取り込んだ新しい事業などを次々起こしているのです。また今後もそういった形で市民を取り込んだ事業を展開していくという意思表示をされていたので、その辺が審査員の目には、非常にサービスの向上になると映ったのではないかと思います。

○石亀委員 わかりました。

○小林委員 ほかに質問ありますか。

それでは、ご意見等ないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

#### 議案第2号 「白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第2号「白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 済みません、こちらのほうも、議案第2号の説明の前に、皆様に資料の訂正をお願いいたします。議案の裏面になります。裏面の上から5行目と6行目の間に、本来は入ってあるべき代表者の役職氏名が抜けてしまっておりますので、ここに代表社員、山崎雅由という役職と氏名を追記願います。これにつきましては、次のページの議案第2号資料に書かれている代表者氏名と同じになります。よろしいでしょうか。

また、議案裏面の上から6行目の所在地について、千葉県白井市復1586ハイフン2と表示しておりますが、正しくは、千葉県白井市復1586番地の2にご訂正願います。これも議案第2号資料で書かれている所在地が正しいものとなります。記載不備が重なって、大変申し訳ありません。お詫び申し上げます。

それでは、議案第2号「白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」ご説明いたします。

白井市桜台公民館の管理者を指定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意することを求めるものでございます。

本案は、白井市桜台公民館の指定管理期間が平成31年3月31日で満了となるため、平成30年度第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

裏面をごらんください。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、名称、白井市桜台公民館で、所在地は、白井市桜台2丁目14番です。

2、指定管理者とする団体の名称及び所在地は、名称、合同会社しろい光夢辿、ちょっと難しいのですが、光夢辿。代表社員、山崎雅由で、所在地は、白井市復1586番地の2です。

3、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第2号資料をごらんください。

団体の概要につきましては、合同会社しろい光夢辿の設立年月日は、平成22年5月31日、資産の総額は600万円、事業収入は、過去平均で6,841万6,856円、従業員数は28人となっております。

業務内容は、公共施設の管理及び運営、イベント企画、経営コンサルタントに関する業務、その他となっております。

類似施設の指定管理の実績は、当該施設のほか、白井市白井コミュニティーセンターの管理実績を有しております。

指定の理由は、指定管理者選定審査会の答申及びこれまでの当該施設の管理運営実績によるもので適切なものです。

指定の経過につきましては、募集は公募により実施し、広報しろい7月1日号及び市ホームページに掲載し、施設説明会を7月4日に行い、今回の候補者1団体のみが出席しました。

申請書の受付は、7月23日から7月31日まで行い、今回の候補者1団体から申請がありました。

指定管理者選定審査会の審査は、9月26日にプレゼンテーションによる審査を行っており、10月18日に答申となっております。

審査会が指定管理者の候補者として選定した主な理由につきましては、資料にございます、やはり3項目となっております。

以上により、適切な管理運営が期待できることから選定しました。以上で第2号議案の説明を終わります。

○小林委員 ありがとうございます。議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いいたし

ます。

○高倉委員 2ページ目、資料の最後のウになります、新たな事業への意欲ということですが、具体的に何か新たな事業について、こちらの団体から提案というのはありましたでしょうか。

○石戸生涯学習課長 桜台公民館の場合は、結構児童・生徒が多かったりするので、子供に向けたいろいろな事業を展開してきておりました、その延長で小さい子からお年寄りまで含めていろいろな新しい事業を展開したいということを表明しておりましたので、それが評価されたものだと思います。事業名につきましては、今思い出せないのですが、もしよろしければ後でご報告させていただきます。以上でございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○高倉委員 先ほども同じく公民館ということで、2件あるのですけれども、基本的な事項で済みません、市内の公民館は全てもう民間委託、完了してはいたしたか。

○石戸生涯学習課長 基本的には、指定管理という形で行われております。

○高倉委員 完全指定。そうしますと、市の方針として、なるべく同じところに持ってもらうということは考えていないのか、むしろ、適材適所といいますか、個別の公民館ごとの選定が望ましいというお考えなのか、委託先については、どういった方針か教えていただけますか。

○石戸生涯学習課長 まず、公民館的な施設は、全て指定管理ではなくて、白井市公民センターにしましては、再任用職員で運営しておりますので、そこにつきましては、指定管理ではございません。

それから、いろいろな公民館、地域によって違いがあるように、指定管理者の事業者によっても、いろいろなソフト、やることも、考え、アイデアとかもいろいろありますので、一つに絞るとということよりも、プレゼンテーションでより優れたというか、いろいろなアイデアを考えてくれるところ、いろいろなサービスを考えていただけたところにやっていただくことが、一番市民のためになるのかなという形になりますので、特に、業者で全部やらせようという形では考えておりません。あくまでも、競争原理の中で、プレゼンテーションの中で審査を受けて、その中から選定させていただいている状態です。以上でございます。

○小林委員 それでは、ほかに質問ございますか。

○石戸委員 方針はわかりました。桜台公民館の指定管理については、申請団体が1団体ということなのですけれども、特に競合団体がいないかならないという、そういった規則はありませんか。

○石戸生涯学習課長 複数団体なければいけないという規定は、指定管理者選定審査会の中では特にございません。ただし、最低基準点というのですか、それを越えなければいけないというものがございますので、場合によっては、その最低基準点を越えない場合は、もう一度やり直しとか、そういう形になることがございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

では、ご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○小林委員 続きまして、議案第3号「白井運動公園の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第3号「白井運動公園の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」ご説明いたします。

白井運動公園の指定管理者を指定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意することを求めるものでございます。

本案は、白井運動公園の指定管理期間が平成31年3月31日で満了となるため、平成30年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

裏面をごらんください。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、名称、白井運動公園、所在地は、白井市神々廻1728番地の1でございます。

2、指定管理者とする団体の名称及び所在地につきましては、名称、株式会社クリーン工房、代表取締役、川鍋大二、所在地、埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2、さいたま新都心LAタワー30階となります。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第3号資料をごらんください。

団体の概要につきましては、株式会社クリーン工房の設立年月日は、昭和50年1月28日、資産の総額は2億円、事業収入は、過去3年平均で80億807万7,616円、従業員数は3,853人でございます。

業務内容は、指定管理者制度に関する公共施設の運営受託・管理、建物附属施設及び建物の清掃並びに総合管理、公園・緑地の清掃及び管理となっております。

登録・認定につきましては、建築物環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃、警備業となっております。

類似施設の指定管理の実績は、さいたま市記念総合体育館、大阪府の羽曳野市運動施設や、河内長野市体育施設などの管理実績を有しております。

指定の理由は、指定管理者の答申によるものです。

指定の経過につきましては、募集は公募により実施し、7月12日から市ホームページに掲載し、施設説明会を7月20日に行い、3団体が出席しました。

申請の受付は、8月3日から8月10日まで行い、2団体の申請がありました。

指定管理者選定審査会の審査は、8月28日にプレゼンテーションによる審査を行っており、9月21日に答申となっております。

審査会が指定管理者の候補者として選定した主な理由につきましては、資料にございます3項目となっております。

以上により、適切な管理運営が期待できると思われることから選定しました。以上で第3号議案の説明を終わります。

○小林委員 ありがとうございます。議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 資料の3ページ目にかけてのところですが、この選定理由の中で、現従業員の継続雇用に努めることと、白井市民を最優先に新規従業員を雇用することとなっておりますが、これは実際に委託をしてから実施することだと思うので、その点、実施されたかどうかという点検は、どこがなされるのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 その点につきましては、基本的にプレゼンテーションの中でクリーン工房さんが表明したことでありまして、実際にどうなるかというのは、まず、契約をして、実際にその指定管理を受けてから、その関係で、例えば白井市民が従業員として雇用されたか、その辺を確認するのは、教育委員会の生涯学習課になると思います。以上です。

○高倉委員 そうしますと、生涯学習課で確認されて、そこが事前のプレゼンテーションと違うところがあれば、協議、やりとりというのは可能ということですか。

○石戸生涯学習課長 指定管理者につきましては、指定管理者の業務が適切に行われているか、職員に関しても調査するモニタリングの機会がございますので、そのときに実際にどのような形で雇用がされているのか確認する場合があります。当然、市の運動公園の施設でありますので、できるだけ市の市民が雇用されることが、緊急事態のことも考えて望ましいと思いますので、全くないということではまずいと思いますので、その辺は。ただ、全て、市民で構成するかという点につきましては、そこまで指導できる範囲ではないと考えております。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

では、私のほうからですが、この株式会社クリーン工房につきまして、本市内での事業を担当するのは新規ではないですね。

○石戸生涯学習課長 県内では初めてになります。

○小林委員 わかりました。

ほかにございますか。

○石亀委員 初めての団体ということなのですが、白井市の実態とかニーズというのは、どのように把握されていると感じられていますか。

○石戸生涯学習課長 まだ、実際、指定管理を受けたわけではないので、あくまでもプレゼンテーションの時点の説明等でなのですが、白井では確かに初めてにはなるのですが、船橋の清掃センターの一部を受託しています。ただし、運動公園の業務としては、県内初、白井が初めてになります。

全国的な展開でいろいろな施設を管理運営してきた実績があるので、住民のニーズであったり、利用者のニーズであったりに関しましては、例えば、いろいろなインターネット、フェイスブック、あとSNSも利用したり、さまざまな方向でノウハウを持っているということでアピールしておりましたので、そういった形でうまくニーズを把握していただければと思っております。以上でございます。

○小林委員 ほかに質問等ございますか。

では、ご意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小林委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例の廃止について」

○小林委員 続きまして、議案第4号「白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例の廃止について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 議案第4号「白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」ご説明をいたします。

本案は、白井市学校給食共同調理場事業を一般会計に編入するため、条例を廃止するものでございます。

裏面をごらんください。

白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例を廃止する条例。

白井市学校給食共同調理場事業特別会計設置条例は、廃止するものとする。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、白井市学校給食共同調理場事業特別会計の平成30年度の収入及び支出並びに決算については、従前の例によるものです。

少し補足をさせていただきます。

特別会計は、特定の歳入をもって特定の事業を行う場合に設けられるものでございまして、給食におきましては、保護者からいただいた給食費を賄い材料に充てているという状況がございます。県内では、40市町のうち、本市も含めて特別会計として残っているのは5市町でございまして、給食事業を特別会計にすることについては、特に法的な拘束は認められないと考えられることから、新給食センターの開設に伴いまして、一般会計への編入を実施しようとするものでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

では、この件については特に問題はないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小林委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

---

議案第5号 「平成30年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第5号「平成30年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第5号「平成30年度教育費補正予算（第3回）に係る意見聴取について」ご説明をさせていただきます。

本案は、平成30年第4回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

資料1ページをごらんください。

こちらについては、今回、教育部各課から企画財政部財政課に予算を要求した補正額の一覧でございます。まず私から概要を説明させていただきまして、その後、各担当課から3ページ以降の詳細を説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

1 ページ上段をごらんください。

一般会計につきましては、歳出が5件で、総額280万2,000円の増額を、また、下段の歳入につきましては1件で、138万7,000円の増額を補正額として予算要求しているところでございます。

歳出、1番目の学校政策課、9款2項1目、小学校運営に要する経費、並びに2番目の9款3項1目、中学校運営に要する経費については、各小中学校のコピー機及び印刷機が入れかえになったことによりまして、消耗品費並びに印刷製本費を補正額として予算要求するものでございます。

次に、3番目の教育総務課、9款3項1目、中学校施設整備に要する経費につきましては、来年度のクラス編成に向けまして、七次台中学校において、1教室分の備品整備が必要となるため、管理用備品として補正額を予算要求するものでございます。

続きまして4番目、文化センター、9款4項7目、プラネタリウム館運営事業につきましては、クラウドファンディングの支援金が当初の見込みを上回ったことから、手数料並びに備品購入費を補正額として予算要求するものでございます。

次の5番目、文化センター、9款4項9目、文化会館管理運営に要する経費につきましては、千葉県最低賃金の改定に伴いまして、臨時職員賃金に変更になったことから、不足分を補正額として予算要求するものです。さらに、舞台業務委託料については、職員の療養休暇取得により、今年度の開催予定の舞台業務に必要な延べ人数に不足が生じるため、業務委託料の不足分を補正額として要求するものでございます。

下段、歳入につきましては、教育総務課、14款2項5目、教育費国庫補助金としまして、ブロック塀対応臨時特例交付金を補正額として予算要求するものでございます。

資料2ページをごらんください。

学校給食共同調理場特別会計につきましては、上段の歳出につきましては、2件で、総額441万9,000円、下段の歳入につきましても、同じく2件で、総額441万9,000円を補正額として予算要求をしているところでございます。

歳出1番目の1款1項1目、給食総務事務に要する経費については、一般会計の説明と同様に、千葉県の最低賃金の改定に伴いまして、臨時職員賃金に変更になったことから不足分を補正額として予算要求するものです。

2番目、2款1項1目、給食事業に要する経費につきましては、現在リース契約している蒸気回転釜を年度内に処分する必要があることから、必要額を補正予算要求するものでございます。

下段、歳入につきましては、歳出の補正に伴いまして、財源として、一般会計繰入金並びに前年度からの繰越金で対応するための予算計上をしているものでございます。

これら一般会計、特別会計の予算要求額につきましては、11月22日に開催されます第4回議会定例会において議決後に補正額が確定する予定です。確定した内容につきましては、その後開催される定例会等で報告をさせていただく予定でございます。

それでは、詳細につきましては順次、担当課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○吉田教育部長 それでは、3ページをごらんください。

9款、教育費、2項1目、学校管理費、補正額41万7,000円の増につきましては、小学校運

営に要する経費としまして、各学校職員室配置のコピー機及びモノクロレーザープリンターの更新により、1枚当たりコピー単価及びプリンターの消耗品の単価がふえたため、不足見込み額を補正するものです。

続きまして、4ページをごらんください。

3項1目、学校管理費、補正額35万8,000円の増につきましては、先ほどご説明いたしました小学校運営に要する経費の増額と同様の理由によるものでございます。以上でございます。

○岡本教育総務課長 5ページになります。

備品購入費、9款3項1目、中学校施設整備に要する経費、補正額は105万5,000円になります。

当初予算額としましては、244万7,000円、合計額については、350万2,000円となります。補正理由につきましては、平成31年度、七次台中学校におきまして、学級編成上、1教室を増として教室整備をする必要があるところから、備品整備としまして、1教室分の備品を購入するための所要額を補正するものでございます。以上です。

○川上文化センター長 6ページをごらんください。

プラネタリウム費、9款4項7目、プラネタリウム館運営事業、補正額29万2,000円、当初予算額15万6,000円、合計額としまして18万6,156円、補正額としては3万1,000円。

クラウドファンディングプラットフォーム使用料、これはクラウドファンディング手数料ですね、当初、18.36%を見込んでいましたけれども、当初10万円の見込みにつきましては、50万円の設定で20%の手数料ということで考えておりました。実際に業者に委託しました支援金のほうからしますと、18.36%になっております。

補正の理由としましては、ここに書いてあるとおり、クラウドファンディングの支援金が当初の見込みより多かったため、手数料が予定より多くなり、補正するものです。

続きまして、18節の備品費につきましては、当初予算額が40万円、今後の見込額も合計額として、66万70円、補正額としては26万1,000円。根拠としましては、クラウドファンディングの支援金が総額79万426円から、手数料の13万356円を引いた額です。補正の理由としましては、望遠鏡を買うために行ったクラウドファンディングの支援金が当初の見込みより多かったため、備品購入費を補正するものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

文化会館費、9款4項9目、文化会館管理運営に要する経費で、補正額としまして68万円です。7節、賃金、摘要の臨時職員賃金の積算根拠のところにつきましては、別紙のとおりになっておりますけれども、口頭で説明させていただきます。

当初予算額が200万9,000円、最終的な合計額としまして206万7,020円、補正額としまして5万9,000円となります。積算根拠としましては、平成30年10月1日から千葉県最低賃金が870円から900円に、30円の引き上げに伴い、非常勤職員の賃金を補正するものでございます。補正理由としましては、今、申した最低賃金の改定に伴い補正するものでございます。

次に、13節、委託料につきましては、舞台業務委託料、当初予算額が1,080万6,000円、今後の見込額につきましては762万9,720円、合計としまして1,142万6,400円とな

りまして、補正額は62万1,000円。こちらの積算根拠につきましては、2万3,000円の消費税込みで1人当たり1日2万4,840円の25日分、62万1,000円というものでございます。

補正理由としましては、当初予算では、委託延べ人数を435人と見込んでいたが、療養休暇による職員1名の減員と今年度開催予定の催し物に合わせた人数に見直したところ、460人分が必要となったことから、25人増分の予算を補正するものがございます。以上です。

○小林委員 岡本課長。

○岡本教育総務課長 資料8ページをごらんください。

一般会計の歳入になります。

教育費国庫補助金、14款2項5目になります。補正額合計としましては138万7,000円、補正前の額、ゼロ、今回、補正額で138万7,000円になります。

補正理由につきましては、白井第一小学校及び白井中学校における倒壊の危険性のあるブロック塀等の再整備について、国から臨時特例交付金が交付される見込みであることから補正するものがございます。

補助率につきましては、対象事業費の3分の1になります。以上でございます。

○小泉教育部参事 学校給食共同調理場の歳出になります。9ページになります。

一般管理費、1款1項1目、給食総務事務に要する経費、補正額1万3,000円となります。

補正理由としましては、学校給食共同調理場勤務の用務員に係る賃金につきまして、千葉県最低賃金の改定に伴い、臨時職員等取扱要綱第6条で定めている賃金を平成30年10月1日から1時間当たり870円から900円に改正したことに伴い、今後不足が見込まれる分について補正をするものです。

10ページをごらんください。同じく、歳出になります。

給食事業費、2款1項1目、給食事業に要する経費、補正額440万6,000円となります。

補正理由につきましては、共同調理場では、煮る、炒める等のさまざまな調理で使用し、1機で1,000名分の調理能力のある蒸気回転釜が6機あります。

長年の劣化により、平成27年9月から5年間の賃貸借契約により整備しましたが、今年度の夏休み中に新学校給食センターへ移設、試運転及び調理のリハーサルをして、9月より使用する予定でございました。しかし、新学校給食センターの供用開始が、半年遅れの来年4月となったことから、春休み期間では、回転釜の移設を待つと開業準備期間を確保できないことから、移設しての継続利用は諦め、新たな蒸気回転釜を設置することで、新学校給食センターの整備を進めているところです。

既存の共同調理場の施設・設備につきましては、移転後撤去することになりますが、蒸気回転釜を処分するに当たり、物品の所有権移転をする必要があることから、平成30年度中に一括返済したいため、所要額を増額補正するものがございます。

なお、蒸気回転釜6機中の1機につきましては、新学校給食センターに見学用として搬入する予定です。歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入について、11ページをごらんください。

繰入金、2款1項1目、繰入金、補正額合計が245万4,000円となります。

補正理由につきましては、特別会計においては、歳入・歳出を同額に調整する必要があるため、歳

出の補正に伴い、歳入の不足分を一般会計からの繰入金を増額補正し、対応するものです。

次の繰越金、3款1項1目、繰越金、補正額196万5,000円につきましても、同じ理由によりまして、歳出の増額に伴い、平成29年度からの繰越金をもって充てるものでございます。以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。では、議案第5号について、ご質問等ありましたらお願いします。

○高倉委員 10ページの蒸気釜について、参考までに、耐用年数って一応、何年なのでしょう。

補足で。その趣旨としては、間に合わないので仕方ないという、やむを得ない措置だと思うのですが、5年使うはずだったものを、しかも、持っていけばもっと使えたように読めるので、それはもう5年弱で処分してしまうというのが、耐用年数との関係で気になったものですから、通常、購入したら、逆に新規に入れるものは何年ぐらい使う予定とか、その程度、目安があれば教えてください。

○井上教育長 関連して、半年遅れた理由をここで確認しておいたほうが、今のご質問と合う、わかりやすくなる。ここでは、なぜ半年遅れたのかが見えないので。半年遅れたことによって、移設ができなくなったという理由。

○小泉教育部参事 耐用年数については、手元に資料がなくて大変申し訳ございません。ただ、開所当時から使用して、その36年の間にも、上のパッキンがバサッと閉まってしまうような不具合がもう出ていたものですから、そこまで長くはないのだろうと考えているところでございます。

そして、今ご指摘のありました半年間遅れたということについてでございますが、当初は本年の9月から供用を開始するという方向で提案をしていたところでございますが、議会のほうで話し合っていた結果、供用できるのがこの4月になったということでございます。以上でございます。

○岡本教育総務課長 今のことで、給食センターの建替えの関係ですので、私から補足の説明をさせていただきます。

当初、給食センターの建替え事業につきましては、平成27年だったかな、当初予算に建替え事業という形で予算計上させていただきました。その時点のオープン予定としては、30年9月の事業計画で予算を上程させていただいたのですが、残念ながらそのとき、建替え事業につきましては、予算の議決を得られなかったという経緯がございます。

その後、場所とかいろいろと検討しまして、今の現在のところで建替え事業を進めざるを得ない状況になりましたので、その関係で1年遅れでまた予算計上させていただきました事業を進めたところでございます。

その関係で、オープンというのですか、それが半年間ずれたというような状況でございます。その当初、一番最初のときは、9月の開業予定でしたので、夏休みの期間中、1カ月半の期間があれば、お釜の移設と、その移設後、新しい給食センターでのシミュレーション等は十分時間的に余裕はある計画を立てていたのですが、9月が4月にずれこんだことによりまして、春休み期間中だけでは、その移設、あるいはそのシミュレーションの時間をとることができないというようなことになりまして、先ほど委員からもありましたけれども、リース期間を残す状況の中で処分をせざるを得ない状況になったというようなことでございます。以上です。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○高倉委員 意見になると思うのですけれども、パツと見、もったいないと思われてしまう、素人的に思ってしまったのですが、実際、もう36年ずっと使用しているというところは、どこかでご説明なさって、いずれ切りかえのタイミングが予定より少し早まったけれども、いろいろな状況で妥当だというご判断というのを書かれておくなり、議会で聞かれるかわかりませんが、ご説明なさらしいかと思いますが。

○岡本教育総務課長 いえ、新しいものですね。もう古いから、5年前に回転釜をリースにより借りているのです。

○高倉委員 ああ、そうですよね。

○岡本教育総務課長 だから、今のは新しいのです。使おうと思えば、これから何十年も使えたはずなのですが、いろいろとすったもんだがあって、お釜の移設ができなくなったというのが状況なのですけれども。

○高倉委員 もったいないことではあるということなのですよね。はい、わかりました。

○岡本教育総務課長 そちら辺は、多分そうなるとは思いますがけれども。

○小林委員 それでは、この第5号についてほかに意見ございますか。

○石亀委員 今の点を整理したいのですけれども、27年9月から5年間借りるという契約で、新しいものを借りたけれども、ということですよ。5年間借りるべきところ、次の給食センターで稼働するには準備期間が足りないで間に合わないから、新しい別のものを入れなければならなくなったために、借りている5年間の残りの期間があるけれども、それを二つ持っている状態になるということですよ、新しく入れるものと、それと。だから、それを処分しなければならないという。

○岡本教育総務課長 そうです。先ほど、いろいろあって今使っているつを移設することができなくなりましたので、今建てている給食センターには、まったく新しいお釜が入る計画で今整備を進めています。

ということになると、今現在の給食センターにあるお釜のリース期間が残っているにもかかわらず、市の都合によって、そのお釜という部分をもう使わなくなってしまう。使わないものについては、当然リースをする必要はないのですが、借りているものですので、市も勝手に処分はできませんので、その残っているリースの残額を一度に全部支払って、市の所有物にしてから処分をするという形になりますので、残っているリース期間の残額をここで一度に支払うための補正予算を組む形になるかと思えます。以上です。

○石亀委員 処分という意味が、捨てるという意味なのか、お金を払って引き取ってもらうという。

○岡本教育総務課長 廃棄をしますので、廃棄するためには、要は市の所有物にならないと廃棄ができないという形になります。もう中古品になりますので、じゃあ、それをまたどこかに売るとかそういったことは、今のところは想定はしていないという状況であります。以上です。

○石亀委員 ということは、まだ、きれいなものだけでも、処分せざるを得ない状況ということですよ。もったいないという思いだけが残るのです。どこか買い取ってもらうとか、そういうことは含まれない。

○岡本教育総務課長 給食センターのお釜、特殊なお釜ということですので、担当課でも検討したところなのですが、なかなかそういった再活用というのがなかったというのが現状でございます。ですから、非常にリース期間、本来使い続けられるお釜をここで処分せざるを得ないという状況にはなっ

ているところでございます。以上です。

○石亀委員 状況はわかりました。議会でそもそも否決された段階で、ここまでは見込まれていなかったということですね。余計にこういう経費がかかるということは、そのとき否決された議会はわからなかったということ、否決されたことによって、さらにお金がかかる状況になっているということ、また議会に出す。

○岡本教育総務課長 その時点で、次のオープンをするのか9月にするのかという話もあろうかと思えます。来年の4月ではなくて、9月オープンだったら間に合うじゃないみたいなことを言われる可能性もあるのかもしれないのですが。

ただ、担当としては、一日も早い給食の提供を始めたいという形で、4月1日の提供を目指して事業は進めていったのですけれども、その当初、一番最初の予算の否決のときに、そこまで皆さん考えていたかどうかというのは、今のところはわからない状況ではあるのですけれども、結果としてはこういった状況になっているところでございます。以上です。

○小林委員 ほかにご意見はございますか。

○井上教育長 今のまとめになるかもしれないのですけれども、当然、ここでの疑義が生まれているので、議会や住民、市民の方からも疑義が生まれるところなので、ここで確認していただいたという形なのですけれども。

そもそも、給食センターのオープンが市長選の争点になった部分で、オープンしなかったということもあり得る中での流れなので、もったいないという部分はあるけれども、この方法しかとれなかったというのが現実だったということに。この半年のずれがこういうことを生んでしまったということでご理解いただければと思います。

○岡本教育総務課長 この件につきましては、11月15日議会の前に行われます議会全員協議会の中でも、詳しく説明はさせていただき予定でございます。以上でございます。

○高倉委員 今はないと思うのですけれども、多分そのときに、リースなので、多分5年、32年8月まで終わったら、また再リースをして、金額は少しずつ下がっていくものなのだと思うんですね。

お話だけ聞いていると、何か丸々損するような感じなのですけれども、逆に移設したとしてもリース料は発生していたはずなのですよね。だとすると、総費用、総コストの関係で、六つの釜丸々、もう新古品みたいな形で捨てるというわけではなくて、買ったことによって、新しく設備をつけたことによって、リース料は発生しないのであれば、少しはそこで将来のコストは抑えられるということではないのですか。

○小林委員 岡本課長。

○岡本教育総務課長 現在のリース契約は、リース期間終了後、無償譲渡を受けるという形での契約になっているそうでございます。ですから、リース期間が終われば市の持ち物になって、その後、使っていくという形になるのですけれども、そういった契約がある以上、リース料金を全部支払わないと市の所有物にならないので、その後の手続きが、市として進めていくことができないということもありますので、ここでリース残額分を補正予算計上させていただき形になります。

ちなみに、4月1日で新しい給食センターになるのですが、今の給食センターは3月末で閉めて、4月になった時点で取り壊し作業に入っていく状況になっていきますので、それまでにこのお釜の所有権を市に移しておかないと、その取り壊し作業ができなくなっていくということもありますので、

そういった形で計上はさせていただくところでございます。以上です。

○石亀委員 買い取るとして、それは予備で再利用とかそういうことはできないことですか。

○岡本教育総務課長 置いておく場所が、結構大きいお釜になりますので、使わないものをどこかにしまっておくスペースというのが、今のところはなかなか確保できないというのがありますので、そういった状況にはなります。以上です。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○石亀委員 新しい施設では、また新たなものをリースしていくということなのですが、それが故障した場合は、そのリース契約の中では無償で修理とか、その辺の契約というのは、細かいのですか。

○岡本教育総務課長 今回の新しい給食センターにつきましては、PFI方式でございます。施設は当然、市のものに今後なっていくわけですが、管理運営についてはSPC、特別会社が行っていきますので、機械等に不具合が出た場合というのは、その会社、SPCで対応していただけるという形になっております。以上です。

○小林委員 ほかに。

私から質問したいのですが、こういう計画一般につきまして、大体、見込みというか、半分見込みで建てていった場合、それが議会を通らなかった場合に、このような無駄な経費というか、そういうのが出てしまうということは、一般的にあり得るのですか。

○岡本教育総務課長 特殊な例だとは思いますが。たまたま既存のお釜の寿命、使えない状況になってきてしまった部分と、建替えという意見が出てきて、それが実際に建てかえに動き始めていった中のいろいろなところが絡まり合って、今現在の状況になったというような形にはなろうかと思えます。

本来であれば、そういった建替えが見えているのであれば、わざわざ新しいものを買うとかそういうことをしないで、だましまし1年、2年使っていけばいいじゃないというようなことがあるとは思いますが、もうそのだましましができない状況だったのが、現在の給食センターだったのでないかなと考えているところでございます。以上です。

○小林委員 わかりました。他の点で質問ございますか。

○石亀委員 全然違うものです。5ページの備品購入に関するページです。七次台中の1教室分の整備のためということなのですが、済みません、細かいですが、具体的にどのようなものを購入する予定ですか。

○岡本教育総務課長 当然、学校の一クラス増える形になりますので、生徒さん用の机、椅子、あとは事務用の事務机、椅子とか、クラスを編成する上で必要なものをそろえていくのですが、今回は、七次台中としての総クラス数は変わらないということになるみたいです。ただ、3年生が一クラス、今度増えるので、並び教室にするのに、その一つの教室を整備するということになりますので、使える備品は使っていただいて、必要最低限の備品を整えていくということで想定はしているところでございます。以上です。

○小林委員 ほかの点でございますか。

○石亀委員 プラネタリウムの件です。クラウドファンディングプラットフォーム使用料ということなのですが、使用料がいるということを初めて今知りました。支援金は71万円、当初52万円集まればいいなというところが、71万円集まったために、18.3%の使用料が、13万356円かかるようになったということですね。

○川上文化センター長 当初、10万円の見込みからしますと、寄附型のクラウドファンディング手数料としては20%が上限と伺っております。当初50万ですから、20%ということで10万円を設定しました。

手数料20%以内の中で、考慮し決定したこの業者さんについてでいえば、18.36%の手数料がかかったということになります。

○石亀委員 ということは、使用料に関しては、支援金の中から出すということではなく、使用料については、別途負担するということであったということですか。

○川上文化センター長 あくまでも支援金の中から手数料は支払うということになります。全体で集まった金額が71万円。これにつきましては、71万円のほかにも集まっているのですけれども、あくまでもクラウドファンディングを行う上では、支援金が71万円集まりました。そのほかにも、窓口の寄附金等ありますけれども、あくまでもクラウドファンディングをやる上での支援金の手数料として18.36%がかかったということです。

○石亀委員 わかりました。プラットフォームで集まった71万円から手数料の13万356円を引いた額が、手元に残るということですよ。

○川上文化センター長 そのとおりで、当初12万9,000円の望遠鏡の鏡筒を取得しようと思っておりました。それにつきましては、約30万円の鏡筒を買うことで今回考えております。

○石亀委員 では、この6ページ一番下書いてありますが、備品購入費を補正するという意味は、これはもともと予定していたものが備品であるという、そういう意味ですか。

○川上文化センター長 もともとあった備品の中から、今、先ほど申したとおり、鏡筒につきましては、当初、12万9,000円の備品を予定しておりました。それにつきましては、29万5,000円の望遠鏡に変えて購入を予定しております。

そのほかにつきましては、ほとんど内容につきましては、変わらない状況でございます。

○石亀委員 そもそも、クラウドファンディングで得た支援金というのは、歳入になるのですか。

○川上文化センター長 そちらについては歳入になります。まちづくり寄付金として、魅力発信課の対応になるかと思われま。

歳入については、そちらで受けて、実際クラウドファンディングだけじゃなくて、あと、ほかの二つのクラウドファンディングもありますので、全て収入としてはそちらのほうで受けてという形になります。

○石亀委員 わかりました。じゃあ、ちょっと確認です。そういった形で支援課で、支援課っておっしゃいましたよね。

○小林委員 魅力発信。

○石亀委員 魅力発信推進課で歳入として入れて、歳出はプラネタリウム費として、文化センターから支出するということですか。

○川上文化センター長 そのとおりでございます。

○小林委員 ほかに質問等ございますか。別の件でもよいのですけれども。

それでは、ご意見等尽きたようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○小林委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

ここで30分まで休憩を入れます。

午後3時21分 休 憩

午後3時30分 再 開

○小林委員 それでは、再開いたします。

7の協議事項についてお願いします。

---

協議第1号 「新学校給食センターから桜台中学校への学校給食提供に関する検討方針について」

○小林委員 協議第1号「新学校給食センターから桜台中学校への学校給食提供に関する検討方針について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 それでは、協議第1号についてご説明申し上げます。

新学校給食センターから桜台小中学校への学校給食提供に関する検討方針について、新たな学校給食センターから桜台小中学校へ給食を提供するための方針については、別添のとおり協議をいたします。

それでは、別添の中身についてご説明をいたします。1ページ目をごらんください。

このたび、8月に示された財政推計の見直しと財政健全化の取り組みで、桜台小中学校の自校式給食の見直しが挙げられたことや、新給食センターの調理能力からすると、近い未来、桜台小中学校へも給食の提供が可能となり、桜台小中学校の児童・生徒へのより安全な学校給食を提供するには、新給食センターからが適切ではないかと考え、検討を始めるところです。

検討に当たりまして、検討方針を1ページにございます五つと考えておりますので、協議のほどよろしく願いをいたします。

それでは、五つにつきましてですが、「1、桜台小中学校の児童・生徒により安全・安心な学校給食を提供することを最優先とするとします」。学校給食を提供する際は、全ての児童・生徒に対しても安全安心が最優先であると考えており、万が一の事故も起こせない学校給食におきましては、一番大切なことと考えております。

「2、桜台小中学校の児童・生徒の利益を損なわないよう配慮するとともに、他校の児童・生徒との公平性をあわせて考慮する。」

「3、桜台小中学校の保護者に丁寧に説明し、理解を得るよう努める。」

2と3につきましては、何が桜台小中学校の児童・生徒のためになるのか、保護者の方々と意見交換しながら考えていきたいと考えております。

学校給食といえども、市民の方々の大切な公費を使っております。

「4、市財政に与える影響を最小限にし、費用対効果の最大化を図るという視点も必要であると考えております。」

「5、検討期限は平成31年12月までとする。」

それでは、2ページ以降に、新給食センターから桜台小中学校への学校給食提供についての課題等をまとめてございますので、まず2ページをごらんください。

初めに、検討の必要性です。

桜台小中学校調理場は、平成6年に整備し、現在では1日約680食を提供しています。しかしながら、開設から24年が経過し、施設・設備の老朽化のほか、衛生面においては平成21年度に改訂された学校給食衛生管理基準により、より高い衛生管理が求められています。

一方、平成31年4月に開設される新学校給食センターは、1日当たり6,500食の調理能力を有し、徹底した衛生管理のもと、近い将来桜台小中学校の児童・生徒にも安全な学校給食の提供が可能となります。

また、新学校給食センターでは、炊飯施設や保温食缶を導入することから、質の面でも桜台小中学校と遜色のない学校給食の提供が可能になると考えております。

さらに桜台小中学校の調理場を維持するには、年間約6,700万円を要し、近い将来、大規模修繕も必要となるなど、市財政に与える影響も大きく、市の財政健全化の取り組みにおいても、桜台小中学校調理場の見直しはその一つに挙げられております。

これらのことから、学校給食の質を落とすことなく、桜台小中学校の児童・生徒により安全な学校給食を提供し、あわせて市の財政健全化に資するため、新学校給食センターから桜台小中学校の児童・生徒へ学校給食を提供することについて、検討を行う必要が生じたものでございます。

続きまして、桜台小中学校調理場の現状と課題となります。

(1) 現状の食数や年間の運営費及び給食費は、表のとおりになっております。食数は、桜台小中学校で約680食、市全体では約6,800食となっております。年間運営費では、1人当たりの費用は、自校式の桜台小中学校が高くなります。

3ページをごらんください。

給食費においても、献立等の違いから差があるところです。

次、課題としましては、①としまして、衛生管理だと考えております。

桜台の調理場は平成6年度に整備をしていることから、平成21年度に改訂された学校給食衛生管理基準に沿った施設ではないことが、安全な学校給食の提供に責任を持つ市といたしましては、一番大きな課題であると考えております。

②としまして、施設・設備の老朽化対策です。同施設は既に25年が経過し、施設を維持するには近い将来、大規模修繕が必要となりますが、学校給食衛生基準を満たすには、増床を伴う改修を行わなければなりません。

③としまして、重い財政負担です。同施設を維持するには、運営費で年間約6,700万円の公費を投じております。1食当たりの費用では、現センターの約3倍、新センターの約2倍となります。また、衛生管理上の課題を解決するため、床面積の増床を行う改修を行った場合は、小中学校合わせて3億円から4億円程度の工事費が見込まれ、用地の確保とあわせ、現実的ではないと考えられます。

④課題の最後といたしましては、限定的なアレルギー対応です。桜台小中学校はアレルギー除去調理室が整備されていないことから、本来であればアレルギー対応食の提供に向く施設ではございませんが、現在は、通常食の調理スペースを利用し、卵のみの除去食を提供しています。新給食センターのようにアレルギー除去調理室を整備しない限りは、対応できるアレルゲンも限定され、安全面においても不安を残すこととなります。

続きまして、3、新給食センターの機能と学校給食提供の検証についてです。

新給食センターの調理能力は、1日最大6,500食となっております。

また、衛生管理は、学校衛生管理基準に準拠し、HACCPの考え方のもと、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の作業動線交差の遮断、作業区域ごとの部屋割り等による徹底した衛生管理のもと、調理が可能となります。

4ページをごらんください。

給食の質という点では、3のとおり、炊飯設備や手づくりコーナーを備えるなど、これまで以上に質の高い学校給食をつくり、あわせて配送方法も工夫することにより、温かいまま学校給食の提供が可能となります。

④のアレルギー対応については、専用の食物アレルギー除去調理室を設けることにより、より安全な食物アレルギー対応食の調理が可能となります。

⑤にありますように、今後は、箸の提供とあわせ、軽くて割れない食器により、配膳時の負担軽減を図ることができます。

最後に、⑥の災害に強い調理場ですが、少し補足をさせていただきます。東日本大震災の際、東北地方の多くの給食調理場では、建物の耐震化は確保されていたことから、建物は倒壊しなかったものの、調理場内にある調理設備等の耐震化性能が低かったことから、配管や調理設備、回転釜や揚げ物機が壊れ、食材が確保できるようになっても長期間調理ができなかった事例が散見されたと聞いております。

そのため、白井市を含め東日本大震災後に整備された調理場では、建物の耐震性能のほか、配管や設備においても高い耐震性能を確保することが多くなり、大地震が発生しても、食材さえ確保されれば調理が可能となっております。

4ページ、下の表の中の33年度の合計の人数について、ごらんください。

6,443食となっております。(2)の桜台小中学校へ学校給食を提供した場合の食数と経費の見込みでございますが、新給食センターの調理能力から、平成33年度以降は、桜台小中学校への給食提供が人数上、食数上は可能になると推察され、これが目安になるものと考えております。

しかしながら、調理能力にほとんど余裕はなく、調理ができたとしても、学級数が増加することにより、食器や食缶などを保管できるスペースを確保できるかの検証も今後必要となります。単純に食数のみで判断はできないと考えております。

5ページをごらんください。

提供することによる増額が見込まれる経費についての概算となります。

新給食センターから桜台へ配食した場合は、新たに配送や配膳業務などが発生します。これに要する経費として、約2,000万円が見込まれております。

また、新センターから配食するには、桜台小中学校に配膳室が必要となります。これを整備する費用として、約5,000万円と見込んでおります。

(3)の桜台小中学校に今後提供する際の課題でございますけれども、桜台小中学校の給食につきましては、子供たちからも高い支持を受けているというふうに向っておりますし、桜台小中学校のPTAの皆様からも、これからの桜台小中学校の給食施設の方向性について、早急に保護者説明会を実施することについての要望書をいただいておりますので、説明の機会をいただいておりますので、市としましても、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

説明会のほか、実際に新給食センターを見ていただくのとあわせ、新給食センターの体制が整い次第、ご理解をいただくための紹介の機会を設けていきたいと考えております。

課題の②としまして、新学校給食センターの運営事業者との調整がございます。

新学校給食センターでは、桜台小中学校への学校給食提供を今は想定していないことから、桜台小中学校への配食が可能かなどについて協議を行う必要があります。また、あわせて増額する経費を精査し、費用対効果について検討する必要があります。

最後に、一番難しいかなと思われるのは、実施開始時期についてです。先ほどの説明とも重なりまされども、新給食センターの調理能力は1日約6,500食で、児童・生徒数の見込みからすると、平成33年度から可能と見込まれますが、学級数の増加により、追加となる食器や食缶が新給食センターに収まらないと確実に配食ができません。まずは、物理的な面から確実に配食が可能な時期を検討する必要があります。

また、保護者の方々の理解を十分に得ないうちに実施することがないように配慮する必要があることから、実施時期については、今後慎重に判断をしていきたいと考えております。

4、今後のスケジュールです。6ページをごらんください。

調理能力から、最も早く桜台小中学校へ学校給食を提供でき、同校の学校給食をとめることなく、配膳室の整備や調理トレーニングの期間を確保した場合を考慮して、平成33年9月から実施した場合のスケジュールを示しております。

仮に、33年9月から提供を開始するには、配膳室改修のための設計業務を前年の32年度予算に組み入れなければならないことから、検討方針の5番目にございますように、31年12月までには検討結果を出す必要があると考えております。

今後は、これらの桜台小中学校の現状と課題を踏まえ、さきに協議をお願いいたしました検討方針に沿って検討を行っていきたいと考えております。長くなりましたが、説明は以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。では、協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○高倉委員 桜台小中学校への説明ということで、丁寧にやっていきたいというご方針ですので、試食会についてお伺いしたいのですが、試食会をしつつ、ただ、方針としては先ほどのお話のように、次年度の半ばには決めないといけないというところですので、試食会をして説明してご理解いただくというタイミング、かなり後のほうにもあるのですけれども、間に合うのでしょうかということと、あと、給食開始してすぐに、夏休みぐらまでの間に次々試食会が開けるのかというのは、実際どうでしょうか。

○小泉教育部参事 新給食センターが4月に始まってから、一定の時期は新しい対応をするために、そちらに集中をしてほしいと思っているところではございますが、先ほど申しあげましたように、言葉だけではなくて、実際に召し上がっていただいて、ご理解を深めていただければという、こちら側の願いもございます。12月に一定の結論を出すということで、今、委員からご指摘のとおり、大変厳しい日程の中ではございますけれども、試食会の日程を一定程度確保していきたいと考えております。以上でございます。

○小林委員 そのほかに。

○石亀委員 日程もそうなのですけれども、先ほど、説明をしてほしいという要望書が提出されてい

るというお話がありましたが、それについて確認なのですけれども、今現在、桜台小中学校の保護者の方々、あるいは桜台地域の方々の現在の認識というか、どういう情報を持っていらっしゃるかと考えられるか、P連を通してそういう話はぼちぼちされているのかどうか、その辺、現在どういう認識でいらっしゃると思えばいいのか、もしわかれば教えてください。

○小泉教育部参事 8月に市の財政健全化の計画が出まして、その中では、桜台小中の自校式の見直しについては、項目として挙げられておりますので、こちらから出向きまして、9月の中旬にPTAの役員さんにお伝えをしております。そのときには、本日の資料のような詳しいものをお持ちしたわけではないのですけれども、趣旨としましては、最新の設備・施設が整って衛生面でも充実した新給食センターの給食をぜひ食べていただきたいというお話をお伝えしてきたところでございます。

そのときにも、実際の経費がどうなっていくのか、メリット・デメリットについて、もう少し詳しい説明が必要だというお話がございました。その話を受けまして、桜台小中学校両方のPTAの役員さんが動いてくださいますと、保護者の方にアンケートをとっていただいております。アンケートについては、出されたもの全てをこちらにご報告をいただいた段階で、さらに、説明してほしい事項を絞っていただけるというお話もあります。あわせて、説明会を実施するよという要望書を10月30日の段階でこちらのほうにいただいたということでございます。以上でございます。

○小林委員 ほかに質問ございますか。

○川嶋委員 それでは、大体そのアンケートの概要というのは、少しはお話を伺っているのかなとは思うのですけれども、反応としましては、継続、このまま壊さないで継続してほしいという要望が強いという反応なのでしょうか。

○小泉教育部参事 先ほどの中でも少し触れさせていただいたのですが、桜台小中学校の給食については、実際に中にいらっしゃる方からは高い評価があるということで、その中の内容を現在、見させていただいているところでありますけれども、やはり継続してほしいという要望がたくさんございます。まだ全くこちら側からの細かい説明をさせていただいていない状況ですので、この後12月の中旬を目途に、桜台小中学校へ伺って、保護者の方々を対象とした説明をさせていただきたく機会をいただいていると考えております。以上でございます。

○小林委員 ほかにご質問等ありますか。

○高倉委員 現地で質問されるだろうと思うことを聞いておくのですけれども、一応、33年度の開始を見込んでいるのは、センターの提供可能、6,500食を1日というところから割り出したということで、逆に今、桜台に戸建がふえて、どれぐらい増えるかわかりませんが、仮に6,500食を上回った場合は、延期するかどうか、その目途を31年の12月につけるのはなかなか難しいので、恐らくは例えば前年、33年開始前にオーバーすることがわかったら延期するのですかという、そのあたりは、一応決めておいたほうがぶれないかと思うので、もし今わかるのであれば教えてください。

○小泉教育部参事 今、委員ご指摘のとおり、人数については、今現在の予測の中でございますので、しかも、6,500という調理能力の中のかなり上限のところの人数でございますので、人数については十分注視していきながら、6,500を下回ったといっても、学級にそれぞれ食缶、あるいはコンテナというものを出して、それを置く場所がセンターの中に実際に入るのかどうかも十分に検討した上で判断していかなければいけないと思っております。今のところは33年9月が調理能力の中の

人数、食数の中に入ってきているという中での一つの目安ということでお話をさせていただいておりますので、今後、慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○高倉委員 関連して、桜台の調理場のタイムスケジュールで、調理委託とありますが、これは既に契約しているものが32年7月という理解でよろしいですか。

○小泉教育部参事 今現在の桜台の調理について委託しているのが、32年の7月までということになっております。3年間の調理期間で、昨年8月からということで、そこまでになっておりますので、少なくともそこで延期をするのか、あるいは、開始時期によりましては、また再契約をするのかということは、検討していく必要があると考えています。以上でございます。

○高倉委員 関連して。そうしますと、この予定だと1年、再契約で延長するという予定にはなっていますけれども、業者が今の現行3年契約ではなく、単年、1年契約でも対応してもらえるというはある程度見込みありということよろしいのですか。

○小泉教育部参事 そこについては、今確認をしているところでございます。どのぐらいの割高になるのかも含めて、確認していきたいと考えています。以上でございます。

○井上教育長 つけ加えて、このことについての説明会等も出席しましたので、説明させていただきますと、この新給食センターへの統合ということで説明されたときに、桜台小中学校の保護者の方の最初の反応というのが、これは決定事項なのですかと。もうここで決まりなのですかと。逆に言うと、行政がここでこれを決めて押し切るのですか的なご質問だったので、そうではありませんと。何回か説明はさせていただいて、ご理解の中で、予定としては、一番早くてここにしていますと。ですので、いろいろな流れの中でこれが遅れる、契約のこともありますし、そういうことをよく協議していきましょうと。話し合いしていきましようということで今進めているところですので、スケジュール的には、試食会が後にも続いていたりとか、若干アバウトなところをあえてここに残しているというような感じ。これで決まりだとは、最初のスタンスとしてできないし、したくもないので、徐々に徐々に話し合いを、1回で終わるとも思っていないし、何回か繰り返しながら、一番は新しい給食センターができて見てもらって、実際食べていただいてというところから実感を持っていただけるのかなと考えています。

○小林委員 ほかに質問等ございますか。

○石亀委員 説明としては、プラスの意味でご理解をいただきたいという方針で説明されるのだと思うのですが、実質、エアコンの導入だとかそういったことにかかわって、財政問題ですとかそういったことに関しては、バランス的に説明をするということも考えられる場面もあるのかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○岡本教育総務課長 今回の財政健全化計画という部分で、なぜこれをつくったかという、ことの発端が昨年、市長が今年度からエアコン整備に向かっていきますというようなお話をさせていただいたのですが、30年度の当初予算の計上の状況を見たら、どうも財政推計が思ったよりよろしくないという現実を目の当たりにして、もう一度、財政推計をちゃんとやり直しなさいという指示が担当課に出てきている状況でございます。

当然のごとく、今回の財政推計のやり直しというのは、エアコン整備が最初のスタートではあるのですが、ただそれだけではない。財政推計自体を見直した段階で見ると、エアコンつけなくても、このまま今の事業を今のまま続けていたら、白井市は財政破綻に向かっていきますよと。それは

エアコンだけではなくて、歳入の少なくなっていく状況であったり、歳出は今のまま続けていったのではだめだと。

それを回避するためには、財政健全化を図っていかなくちゃいけないという、財政推計と財政健全化を二つセットで考える必要があるということで、財政推計をした上で、それを、好転させていくための努力をしていくかという形で、財政健全化計画というのをあわせて、担当課で作成をこの夏にしたところでございますので、その関係で、財政推計と財政健全化に関する説明会を各小学校さんを会場にして、この夏で説明をさせていただいたということです。たまたま桜台の自校給食という部分がメニューの一つとして検討課題に挙がっていたということで、これについては、今後また一層努力していきましょうという形で今回の流れになっている状況でございます。以上です。

○小林委員 私からですけれども、この桜台小中の自校給食というのは非常にいいなという、そういうイメージできていますので、それを新給食センターができたから、そちらに乗りかえみたいなの、そういう考え方だとやっぱり否定されることは多いと思うのですね。

今言った財政健全化ですね、これは一つの大きな問題として、全体的にあると思うのですね。できるだけ予算は抑えなくちゃいけない。

それと、もう一つ大きいのは、アレルギー問題ですね。まだ自校給食のできたころにはそれについてはあまり考えられていなかったわけで、新給食センターはそれに完全に対応するという、そのようなことができるならば、そのこともあわせて考えて、財政健全化考えていったら、新給食センターにしたほうがいいのじゃないかというような、そういうふうになり上がってくれば、一番いいのじゃないかと思うのですけれども、非常に自校給食に思い入れのある方も多いと思いますので、その辺のところは気持ちをよく酌みながら進めていくべきところかなと思います。以上です。

ほかに質問等ございますか。

それでは、出尽くしたようですので、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○小林委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定します。

以上で協議事項を終わります。

---

非公開案件                      報告第1号   「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

---

以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。

では、教育長、よろしく申し上げます。

○井上教育長 小林委員には議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。

これよりは私が会議の進行を行います。

---

○その他

○井上教育長 それでは、9番ですけれども、その他になります。その他、何かありましたらお願いいたします。

○岡本教育総務課長 お手元のほうに、教育委員会の各課の行事予定、2カ月分の資料という形でA4横版の行事予定を配付させていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。以上です。

○井上教育長 では、何かありましたら、後ほどご質問等お願いできるかと思ひます。ほかにございますでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それではなければ、本日の会議は終了します。

次回は12月6日火曜日、午後2時からとなっております。次回の議事の進行については、小林委員にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日はお疲れさまでございました。以上です。

午後4時25分 閉 会